



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ボーソー油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 片岡 治男
(コード番号 2608 東証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長兼企画経理部長
川崎 薫
(TEL047-433-5551)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 89 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、その趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

(2) 併合の内容

- | | |
|------------|---|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の割合 | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上平成 29 年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。 |

③併合により減少する株式数

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日） | 16,060,000 株 |
| 併合により減少する株式 | 14,454,000 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 1,606,000 株 |

※「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

| | 株主数（構成比） | 所有株式数（構成比） |
|------------|------------------|-----------------------|
| 総株主 | 1,780 名（100.00%） | 16,060,000 株（100.00%） |
| 10 株未満所有株主 | 224 名（12.58%） | 296 株（0.00%） |
| 10 株以上所有株主 | 1,556 名（87.42%） | 16,059,704 株（100.00%） |

上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 224 名（所有株式数の合計 296 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きに関しましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|--------------------------------|--------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 24,000,000 株 |
| 変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日） | 2,400,000 株 |

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

①公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告の閲覧の利便性向上と手続きの合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。

②発行可能株式総数ならびに単元株式数の変更

上記「2. 株式併合」の議案が本定時株主総会で原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 5 条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、当社株式の売買単位を 100 株とするため、現行定款第 6 条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (公告の方法) 第4条 本会社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u> | (公告の方法) 第4条 本会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> |
| (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。 | (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>240</u> 万株とする。 |
| (単元株式数) 第6条 本会社の1単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 | (単元株式数) 第6条 本会社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。 |
| (新設) | 附則 第1条 <u>第5条および第6条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。</u> |

(3) 変更の条件

第5条および第6条については本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 取締役会決議日 | 平成29年5月12日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成29年6月29日(予定) |
| 定款の一部変更(第5条、第6条を除く)の効力発生日 | 平成29年6月29日(予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定)※ |
| 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定)※ |
| 定款の一部変更(第5条、第6条)の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

添付資料 (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的はなんですか。

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業としてその趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にすることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(平成29年10月1日予定)前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|--------|------|------|
| | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 3,000株 | 3個 | 300株 | 3個 | なし |
| 例② | 1,234株 | 1個 | 123株 | 1個 | 0.4株 |
| 例③ | 567株 | なし | 56株 | なし | 0.7株 |
| 例④ | 2株 | なし | なし | なし | 0.2株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記例②、③、④のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払させていただきます。この端数株式の処分代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式が10株未満の場合(上記例④のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の10分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、1株当たりの株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

【株式併合前後における資産価値の推移のイメージ】

| 株式併合前 | | | ⇒ | 株式併合後 | | |
|--------|-----------|---------|---|-------|-----------|---------|
| 株式数 | 1株当たり純資産額 | 資産価値 | | 株式数 | 1株当たり純資産額 | 資産価値 |
| 1,000株 | 50円 | 50,000円 | | 100株 | 500円 | 50,000円 |

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金どうなるのでしょうか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

- 平成29年6月29日（予定）定時株主総会開催日
- 平成29年9月26日（予定）1,000株単位での売買最終日
- 平成29年9月27日（予定）100株単位での売買開始日
- 平成29年10月1日（予定）単元株式数変更および株式併合の効力発生日
- 平成29年12月上旬（予定）端数株式処分代金のお支払い

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

株主様にお願いする特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関して、ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

| | |
|---------|---|
| 株主名簿管理人 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同連絡先 | 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号 0120-232-711（通話料無料） 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く） |

以上